

珠洲市から転出される方へ

珠洲市に在住中は、市政発展のためご協力頂きありがとうございました。

- 新しい住所に移った日から14日以内に新住所地で、下記に該当する必要な転入手続きを行ってください。
- 届出が遅れると過料に処せられることがあります。
- 転出(予定)日からは珠洲市に住所はないものとして取り扱います。
- 転出証明書に記載してある転出予定日や転出先を変更した場合でも、交付されている転出証明書で差し支えありません。
- 転出を取り止めるときは、転出証明書と本人確認できる書類(マイナンバーカードや運転免許証等)を持参の上、珠洲市で転出取消しの手続きをしてください。

転入の手続に必要なもの

- 1, 転出証明書 2, 届出人の印鑑 3, 本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)
4, 新住所地の市町村が定めるもの 5, マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

令和6年12月2日改訂

対象者	珠洲市で必要な手続等	新住所地で必要な手続等
印鑑登録をしている方	転出(予定)日以降は、自動的に印鑑登録が廃止されます。 転出(予定)日の前日までは、転出証明書と印鑑登録証の提示により証明書を交付します。(①番 市民課 市民サービス係)	新住所地の市町村でお問い合わせください。
マイナンバーカードをお持ちの方	カードの継続利用を希望する場合は、珠洲市での手続きはありません。 継続利用しない場合は、カードを返納してください。(①番 市民課 市民サービス係)	カードの継続利用を希望するときは、申し出ください。 ※ 継続利用の申し出がなかったカードは、自動的に廃止となります。
国民健康保険に加入している方	保険税を精算するため、保険証(資格確認書または資格情報のお知らせ)を持参し、資格喪失届をしてください。(②番 市民課 医療保険・年金係)	改めて加入手続きをしてください。
国民年金	珠洲市での手続きはありません。	年金手帳又は基礎年金番号通知書を持参の上、住所変更手続きが必要です。
後期高齢者医療に加入している方	後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)を返納してください。 マイナンバーが分かるものを持参の上、負担区分証明書の交付を受けてください。(県外転出の場合) 資格喪失届をしてください。(②番 市民課 医療保険・年金係)	前住所地発行の負担区分証明書を提示(県外からの転入の場合のみ)して、後期高齢者医療資格確認書の交付を受けてください。
介護保険	介護保険被保険者証を返納してください。(③番 福祉課 高齢者支援係) 介護認定を受けている方は、証明書を発行します。	新住所地で介護保険被保険者証をもらってください。介護認定の証明書を提出してください。
各種障害者手帳をお持ちの方	④番 福祉課 生活支援係にご相談ください。	新住所地の担当窓口で居住地変更届を行ってください。
児童手当受給者	資格喪失届をしてください。(⑤番 福祉課 子育て支援係)	請求手続きをしてください。
子ども医療費助成 (高校生年代までのお子様がいる方)	子ども医療費助成資格証を返納してください。(⑤番 福祉課 子育て支援係)	新住所地の市区町村でお問い合わせください。
小・中学校に在学の児童・生徒がいる方	児童・生徒市外転出届をしてください。 学校で在学証明書(転校用)、教科書給与証明書の交付を受けてください。(庁舎4F 教育委員会事務局)	転入手続きをされた後、新しい学校での転学の手続きをしてください。
空き家購入費・改修費補助金を利用された買主・借主の方	補助金を交付した日から5年未満で転出した場合は、補助金を返還する義務があります。提出書類はありませんが、後日、返還命令書を送付します。(庁舎4F 企画財政課 移住定住推進係)	—
水道を利用されていた方	閉栓が必要な方は、閉栓届をしてください。(手数料) (庁舎2F 環境建設課 管理係)	新住所地の市区町村でお問い合わせください。